

内閣府からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
789	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C	対応不可	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものもある。	以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。 ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象であること、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することとなるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと
953-1	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》開設時間や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29 府政共生第383号 内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1 厚生労働省発雇児0401第15号 厚生労働事務次官通知)	内閣府、厚生労働省	中国地方 社会	C	対応不可	《地域子育て支援拠点事業》提案の補助要件を緩和した場合、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。 なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておく、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと見られる。 《放課後児童クラブ》放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども子育て支援新制度における地域子ども子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」「質の改善」を図ることとしている。 小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討が必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。	《地域子育て支援拠点事業》回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考える。 なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で業務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。 補助基準額は相当に低く考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。
953-2	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》開設時間や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29 府政共生第383号 内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1 厚生労働省発雇児0401第15号 厚生労働事務次官通知)	内閣府、厚生労働省	中国地方 社会	C	対応不可	《地域子育て支援拠点事業》提案の補助要件を緩和した場合、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。 なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておく、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと見られる。 《放課後児童クラブ》放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども子育て支援新制度における地域子ども子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」「質の改善」を図ることとしている。 小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討が必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。	《地域子育て支援拠点事業》回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考える。 なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で業務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。 補助基準額は相当に低く考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

内閣府からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
789	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予測可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。 ○ 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見直しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。 ○ 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要かどうかであれば具体的に示されたい。	○ 対応不可	幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることにより、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがあることはいずれも認められているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後、その実態等を踏まえ、対応の可否を検討することとした。
953-1	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。 また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。	【全国市長会】 ＜地域子育て支援拠点事業に関して＞ 地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。 ＜放課後児童クラブに関して＞ 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。	○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。 ○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。	○ 対応不可	<p>＜地域子育て支援拠点事業＞ ○ 地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日まででことばを持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。</p> <p>○ 更に開設日数要件を緩和した場合、 ①本事業の位置づけが変わってしまうこと ②現在、消費税を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。</p> <p>＜放課後児童クラブ＞ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」「質の改善」を図ることとしている。</p> <p>小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つであると考えられており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。</p>
953-2	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。 また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。	【全国市長会】 ＜地域子育て支援拠点事業に関して＞ 地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。 ＜放課後児童クラブに関して＞ 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。	○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。 ○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。	○ 対応不可	<p>＜地域子育て支援拠点事業＞ ○ 地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日まででことばを持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。</p> <p>○ 更に開設日数要件を緩和した場合、 ①本事業の位置づけが変わってしまうこと ②現在、消費税を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。</p> <p>＜放課後児童クラブ＞ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」「質の改善」を図ることとしている。</p> <p>小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つであると考えられており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
290	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	<p>【支障事例等】</p> <p>応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人)、不動産業者、賃借人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続きがあり、被災者自身の負担となる。</p> <p>特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。</p> <p>「応急借上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急仮設住宅とは異なり、既に建築基準法等を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一度に認めるとしても、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。</p> <p>みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。</p> <p>【制度改正による効果】</p> <p>入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まひの確保に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながることも、行政の事務負担も軽減される。</p> <p>また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながるかと考えている。</p>	災害救助法第4条 建築基準法第85条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条	内閣府	京都市	C 対応不可	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間については、被災により住家が全壊等するなどで、住家を手放した被災者に対して応急的・一時的に仮住まいの現物給付を行うものであり、その提供期間については、原則2年とされている。</p> <p>東日本大震災で設置した応急仮設住宅については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条に基づき、被害者復旧の状況等を勘案して、1年を超えない期間中に延長を行うことが可能となっている。</p> <p>東日本大震災においては、災害が大規模かつ広域に発生したことから、建設型仮設住宅のみならず、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅等の公的な住宅の活用など、様々な種類の住宅を提供しているところであるが、これらは被災者の仮住まいである応急仮設住宅として提供しているものであり、延長に当たっては、住宅の種別に関係なく一律に対応すべきものであることから、借上げ型の仮設住宅についても、建設型仮設住宅に準じた取り扱いとしている。</p>	<p>本市としては、東日本大震災において、被災自治体が応急仮設住宅として「応急借上げ住宅(みなし仮設)」を積極的に活用する一方で非常に膨大な事務負担が生じたことを踏まえ、「応急借上げ住宅(みなし仮設)」に限定して、今後の災害対応で支障があると想定される事項について提案したものである。</p> <p>応急仮設住宅の供与期間については、被災者側の住宅の安定確保、精神的苦痛や経済的負担の軽減といった観点からして、御指摘のとおり、住宅の種別に関係なく一律に対応すべきことについては理解するものである。</p> <p>については、建設型の応急仮設住宅の取扱いそのもの変更など、改めて課題や配慮すべき事項などを整理検討する必要があるものと考えているが、提案の趣旨を御理解いただき、住宅の種別に関係なく、応急仮設住宅の供与期間の複数年決定化について、検討を進めていただければと考える。</p>
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	<p>【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)</p> <p>【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第1項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをほしい。</p> <p>【制度改正による効果】</p> <p>入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いので、地元を離れたくないとの意見が多い。</p> <p>被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。</p> <p>入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。</p> <p>県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。</p>	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号の 建築基準法第85条	内閣府、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ月間違法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。</p> <p>また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性のあることから、その特別措置として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長することが可能となっている。同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。</p> <p>なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。</p>	<p>平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期間後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を実施しているところである。これは、建築基準法に適合するように改修を行うもので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。</p> <p>しかし、今年8月に退去が困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅に入居予定が5世帯あり、さらに1年以内に自宅が再建できる世帯も数世帯見込まれている。</p> <p>基礎改修には相当の財政負担に伴うが、短期間の延長のため多額の費用を費やすのは費用対効果から合理性に欠ける。</p> <p>また、今回は被災市である阿蘇市が「再建支援住宅」として管理していたことになったが、今後は基礎改修後の住宅の管理の問題も出てくる。</p> <p>そこで、特定非常災害で認められている仮設住宅1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直しをほしい旨提案を行ったものである。(仮設住宅としての規模、品質等は、災害の規模にかかわらず同程度である。)</p>
108	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県のお知らせは指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	<p>【支障事例】</p> <p>特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動形態を十分把握できているとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働協力がマンネリ化・硬直化する傾向にある。</p> <p>また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて断片的にしか取得できないなど、団体の一元化・総合的な管理が不可能なことにより、【制度改正による効果】</p> <p>権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。</p> <p>また、相談・申請等に対応する中で、本市職員がNPO法人や協働に関する知識の習得、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。</p> <p>さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逃すことなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。</p>	特定非営利活動促進法第9条	内閣府	金沢市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>●特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきている。現行法においては、特定非営利活動法人の所轄庁は都道府県及び指定都市とされている。</p> <p>●全国43市の中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とはいえない。</p> <p>●なお、現行法においても、都道府県が事務処理特例を定める条例により、市町村に権限を移譲することが可能であり、移譲先の市町村それぞれの区域内のみに事務所を設置する法人については、地域の実情に応じた都道府県の判断による権限移譲の結果、移譲先の市町村が事務を担当することができるとは、国に協議することなく、存続させることが可能である。</p>	<p>・個々の地方公共団体の発意に応じた提案も対象となることから、金沢市の実情を勘案し、単独で提案したものである。</p> <p>・現行制度においては、都道府県の主体的な判断により、事務処理特例を定める条例が改正されることが必要となっており、特定非営利活動法人の所轄を希望する市の意向十分に反映される仕組みになっているとは見えない。</p> <p>・また、同法の所轄事務については、より住民に身近な自治体を担当することが、市民協働のまちづくりに資すると考えられることから、事務処理特例による対応ではなく制度改正による権限委譲を図ることが望ましいと考えている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見	意見	意見		区分	回答
290	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき1年以内とされているものを、複数年とすることができるようにする。	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようにすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 平成26年8月に発出された「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」において、下記の通り災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行う、応急仮設住宅等のあり方を見直すこととされている。この報告に基づき、さらに検討を行う場において、本要望の応急仮設住宅の入居期間の延長についても検討課題の一つとして取り上げていただきたい。 ※「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」(抜粋) 8. 今後の検討課題等 2(2)①や4に記したとおり、被災者の住まいの確保については、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されており、また、その中には、応急仮設住宅の位置付けの在り方などを踏まえて、根本的かつ広範な内容のものである。このため、災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行い、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援が実施されるようにしていくべきである。 ・その検討に当たっては、有識者に加え、被災者の住まいの支援に関わっている地方公共団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見にしっかりと耳を傾け、被災者の立場に立ち、全体として支援策が充実・強化される仕組みとすべきことが重要であることに留意された。 ○ 同取りまとめにおいては、「内閣府(防災)において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていることを期待する」旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにされたい。 ○ その上で、いわゆる応急借上げ住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係自治体の負担を軽減するためにも、延長期間の特例を柔軟に設定できるよう見直すべきではないか。 ○ 一般の応急仮設住宅についても、一定の基礎工事等により恒久住宅とする案が示されているが、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、建築そのものの質の向上や昨今の災害被害の甚大化傾向等も踏まえ、一定の条件の下に入居期間を弾力化することを検討すべきではないか。	○ 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊等した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間については、建築基準法の特例として、応急仮設建築物として適法に存続できる最長2年3か月を期限としているところであり、この期間をさらに延長することは困難である。また、死者、行方不明者、負傷者等多数である、住宅の倒壊等が多数である等の「著しく異常かつ激甚な非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では恒久住宅の確保が著しく困難であると見込まれる等のために、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、応急仮設住宅の提供期間を1年を超えない範囲内で延長する特例が認められているものであり、この期間をさらに延長することは困難である。なお、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすること」が適切でないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担することを考えるべきなど、「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援を実施すべき」との現行の枠組みにとられない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えているところ。		
388	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようにすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 平成26年8月に発出された「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」において、下記の通り災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行う、応急仮設住宅等のあり方を見直すこととされている。この報告に基づき、さらに検討を行う場において、本要望の応急仮設住宅の入居期間の延長についても検討課題の一つとして取り上げていただきたい。 ※「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」(抜粋) 8. 今後の検討課題等 2(2)①や4に記したとおり、被災者の住まいの確保については、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されており、また、その中には、応急仮設住宅の位置付けの在り方などを踏まえて、根本的かつ広範な内容のものである。このため、災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行い、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援が実施されるようにしていくべきである。 ・その検討に当たっては、有識者に加え、被災者の住まいの支援に関わっている地方公共団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見にしっかりと耳を傾け、被災者の立場に立ち、全体として支援策が充実・強化される仕組みとすべきことが重要であることに留意された。 ○ 同取りまとめにおいては、「内閣府(防災)において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていることを期待する」旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにされたい。 ○ その上で、いわゆる応急借上げ住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係自治体の負担を軽減するためにも、延長期間の特例を柔軟に設定できるよう見直すべきではないか。 ○ 一般の応急仮設住宅についても、一定の基礎工事等により恒久住宅とする案が示されているが、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、建築そのものの質の向上や昨今の災害被害の甚大化傾向等も踏まえ、一定の条件の下に入居期間を弾力化することを検討すべきではないか。	○ 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊等した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間については、建築基準法の特例として、応急仮設建築物として適法に存続できる最長2年3か月を期限としているところであり、災害公営住宅の提供等による恒久住宅への移行については、この提供期間(最長2年3か月)中に行っていたこととなるのである。それをも対応できなかった場合の取扱いとして、住宅の基礎工事の追加工事により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することや、存続させることが可能となっているところであり、この枠組みを活用して対応していきたいと考える。なお、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすること」が適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担することを考えるべきなど、「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援を実施すべき」との現行の枠組みにとられない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えているところ。		
108	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 提案内容について、多くの中核市が市民協働の推進の観点から、この必要性は認識しており、既に一部の市では事務処理の特例条例によって、権限移譲を受けているところもある。しかし、関係府省の見解にもあるように、NPO法人の活動状況や、行政との関わり方は地域によって大きく異なることに加え、NPO法人の活動範囲が市域を超え広範囲に及ぶことが多いことを考慮すると、都道府県が担うことの必要性も小さくないため、全中核市へ一律移譲については、慎重な考え方もある。	○ 事務所の所在地が中核市にあり、活動範囲も中核市内及びその周辺地域であるならば、所轄庁権限を中核市へ移譲することにより、NPO法人にとりてはより身近な場所で手続き等を行うことができ、中核市も自らの市内に所在を置(NPO法人の実態を把握でき、両者にメリットがあると考えられる。手挙げ方式も含め、移譲につき検討された。	E 提案の実現に向けて対応を検討	●特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その枠組みから、制度に関わることはこれまで全て議員立法で制度改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。 ●全国43市の中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、全国市長会においても「都道府県が担うことの必要性も小さくないため、全中核市への一律移譲については、慎重な考え方もある」という意見と承知している。 ●各府知事(市)町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」という意見と承知している。 ●現行法の都道府県の事務処理特例条例による市町村への権限移譲は、都道府県と市町村の協議を経て権限移譲が行われており、実質的には、市町村からの手挙げ方式と同様のものとなっていると考えられる。中核市への移譲については、全国における移譲の実績等を見上げて検討すべきではないか。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
632	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求めます。	【支障・制度改正の必要性】 認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広い法人への適用を前提とした支持を集める活動を充実して行う特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるよう法改正を求めたい。仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請でも、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。 <本県の状況> 仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人 現在仮認定の相談があつている法人 5法人のうち設立後5年を経過している法人 4法人	特定非営利活動促進法第59条第2号	内閣府	長崎県	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>●特定非営利活動促進法における仮認定制度は、スタートアップ支援のために設けられた特例制度であり、設立後5年以内の法人、すなわち設立間もないため寄附を集めることが難しい法人に限って、PST基準をクリアしなくても、3年間認定法人並みの税制優遇措置を受けられるというものであり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象とすることは、もはやスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。</p> <p>●ただし、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきており、本法附則第19条において、「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、(中略)検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えられ、その中で検討課題となり得るものとする。</p>	認定NPO法人に移行するための条件整備ともなる本制度は、大変有効な制度であり、仮認定法人(期間は3年間)の更新を認めていないことを考えると、法人設立後のスタートアップ支援という要件を緩和して、広く認定法人へと集まる制度とすることがNPO法人の育成・活動の支援においても効果的であると考える。 一方、当県の状況であるが、現行制度の見直しによって、より信頼性を持つ担う主体が増加することでもあり、県の施策においても有効である。現行制度の見直しが行われれば、経過措置終了後は、法人の育成や市民等からの寄附促進の停滞を招くといったデメリットが生じることが想定される。そのため、制度見直し検討の際には、検討課題の一つとしてあげていただき、検討の上、要請の実現をお願いしたい。 なお、今回の提案は、「NPO法人設立(認証)から5年を超えない」という要件の緩和(撤廃)を求めるものであるが、本要件緩和の経過措置期間を延長して、さらに仮認定の進展状況を把握しながら、緩和についての判断を行うということも一つの対応として考えられる。
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基盤にした子育て・保育や乳幼児教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。 このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1990年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体的、精神的、知的、社会的ともに好ましい発達が見られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、市民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法第59条、61条(児童福祉法第6条)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	<p>「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。</p> <p>また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要であり、国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっていない。</p>	現在活動中の「森のようちえん」は、施設基準などによって、現行の対象要件を満たすことができないところが大部分である。全国的にも「森のようちえん」は年々増加しており、現在、40都道府県で190近くの団体が活動している。 当県では今後、認証制度を創設して、「森のようちえん」制度の普及・確立に努めているところであるが、一方で基準を満たさない保育施設は少なからず存在し、認可施設等とともに、様々な子育てニーズに対応し、地域の子育ての役割を担っており、これらの施設に対する支援があつていくべきである。 森の活用など地域資源を活かした特色ある子育て・教育活動は、子どもたちの伸びやかな成長を支えるだけでなく、森のようちえんを主たる目的に都市部から移住して来られる世帯が増えているなど、地方の活力再生にも繋がるものである。このように地方創生に資する特色ある取組みについては、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、新たな事業として追加又は要件緩和することにより、各地域が必要とする事業を行うことができる仕組みとすべき。
296	国際戦略総合特区にかかるとる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地域に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があつたが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があつた。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地帯指定しているため、工場を指定地帯以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を履定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項	内閣官房、内閣府	三重県	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持つる地域を厳選し、規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う必要があることから、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としている。 したがって、市町区域での指定について相談があつた際には、区域設定の根拠となる上記の考え方を踏まえ検討する。</p>	—

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
632	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超える法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	「NPO法人新認定制度について(平成23年5月24日全国知事会)」を踏まえ、慎重な対応を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 本年度予定の附則第19条に基づく検討においては、仮認定NPO法人の申請状況等を踏まえ、第59条で規定している仮認定申請が可能なNPO法人の設立後経過年数、又は附則第7条で規定している設立後経過年数に係る経過措置の延長について検討されたい。 ○ 特に、附則第7条の規定では、前回の改正時点で設立済みであったNPO法人にも仮認定申請の機会を与えるための経過措置が3年間に限り置かれている。しかし、新設団体の場合には法第59条で5年間の猶予があるのに対し、既存の法人には仮認定の制度が創設されて3年間しか猶予がないのは不均衡であることから、この経過措置の見直しについて検討されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	●特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から、制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。 ●仮認定制度は設立間もない法人に対するスタートアップ支援として導入された制度である。設立後5年超の法人も仮認定申請の対象法人とする経過措置が設けられた経緯としては、NPO法人側から3年間に限りすべての法人を対象にしてほしいという要望を受けて、NPO議員連盟で議論した結果によるものである。この経過措置を延長するかどうかについてはまさに制度に関わるものであり、次期通常国会に向けてNPO議員連盟を中心として国会で議論されるものと考えているが、再検討の視点については問題提起してまいりたい。
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 「魅力あふれる『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。		C 対応不可	○地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要となるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、全国的に普及しており、法令上位置づけられた事業が対象となっている。 (参考 地域子育て支援拠点事業:1,448市区町村) ○また、「森の幼稚園」の取組みを国庫補助の対象とするためには、所要の追加財源が必要となる。 ○ただし、子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしており、「森の幼稚園」の取組み状況等を踏まえ、検討することになると考えている。
296	国際戦略総合特区にかかるとる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、特区の指定範囲の拡大については、地域の事情を十分に参酌した上で、迅速に対応していただきたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案団体は回答について容認しており、市町区域での指定について相該があつた際には、第1次回答で示した区域指定の根拠となる考え方を踏まえ対応する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
350	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の使途について補りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に特配していただき、その中で特区目標実現のための事業に、強力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用し、上でお不足する場合に補充するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない。 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとられぬ弾力的な財政支援を図ることとしたい趣旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。 【対応策】総合特区のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーガーマドで財政支援も含め、総合的に支援するということにあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特区として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応する必要があるが、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要があるし、また各予算制度を縦ぎ合わせたバッチワーク的な対応となっている。 総合特区の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特区の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	内閣官房、内閣府	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	C	対応不可	本提案募集の対象については、「平成26年地方分権改革に関する提案募集要項」の「5 募集する提案の対象」(2)において、補助金等の要綱等にによるものも対象とし、具体的には、各種補助要件の具直し等を念頭に置いている、とされており、また同(3)において、「制度の改廃を含めた技術的な見直し」に係る提案についても対象とするとされていることから、「総合特別区域基本方針」において、総合特区への財政支援が関係府省の予算制度の重点的な活用を基本として制度が構築されているために、調整費の使途基準の緩和が困難であるというのであれば、当該方針の改正を行った上で、現行の使途基準の緩和をしていただきたい。 その意義については、本表「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記載のとおりであり、また、総合特区制度の効果を十全に発揮するためには、各省において総合特区以外の取組も対象として予めメニューや使途が決められた既存の予算制度に、総合特区として行う事業を当てはめるのではなく、総合特区計画として認定を受けている以上、「地域独自の取組を支援するための、包括的かつ使途の自由度が高い財政支援を行っていたことが、有意義である」と考えるところである。 こうした使途基準の緩和を行っていただくことにより、総合特区制度の本旨である「地域の包括的・戦略的なチャレンジへの総合的な支援が促進されること」とともに、本提案募集の実施方針の趣旨にある「個性を活かし自立した地方を作るための」分権改革の推進につながるものであると考える。	
392	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組みしており、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3か年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の予算が得られず、空白期間が生じているため、人材育成の負担等事業者の負担が増えているほか、試作に必要な材料の購入もできず、試作機体の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の内滞な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実施調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・是正は可能であるとと思われる。	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)	内閣官房、内閣府	九州地方知事会	C	対応不可	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、総合特区における財政上の支援措置は、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものとしている。 このため、複数年計画の事業については、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度の事業支援に必要な予算は、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保する必要がある。 なお、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度であっても、事業計画では想定されていなかった規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた追加的な事業については、関係府省の予算制度による支援では足りない場合、総合特区推進調整費を活用した支援の対象になり得る。	地方分権改革に関する提案募集要項「5 募集する提案の対象」(3)において、「現行制度の見直し」とどまらず、制度の改廃を含めた技術的な見直しに係る提案についても対象となっていることから、本提案を行ったものである。 今後、支援措置を見直される際には、関係府省が所管する予算事業の中で、複数年で開発計画となるものについては、複数年計画に対する採択判断をいただいた上で、特区の特性を主とした開発計画の内滞な遂行を可能にするための、柔軟な財政上の支援措置による後押しを前向きに検討していきたい。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかると規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」/「制度の変更」の「届出」/「制度の変更」 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中交付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とする (4)融資の実行時期については、3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とする ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が必要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」/「制度の変更」 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置や金融上の支援措置の集中交付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とする	(1)についてこれまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の關係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に「明記」することで、申請への段階が形勢的なものは、「軽微な変更」として申請により、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改め地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」/「制度の変更」が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に関連し、地域協議会による事前協議が必要事務局へ報告したところ、回次まで申請を要した。運用方法が明文化されているため、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 (2)について国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中交付期間についても同様であり、集中交付期間の見直しが必要。 (3)について国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中交付期間についても同様であり、集中交付期間の見直しが必要。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県 京都府、鳥取県、徳島県	D	現行規定により対応可能	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては対出対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加については対出対応することには困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については道年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算前に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中交付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。 ・届出制度の規定はどこにも明文化されていないため、具体的な「届出」の手続き(地域協議会の事前協議の要否、様式等)について事務局に問い合わせでも、明確な回答を速やかに得ることができず、事務手続きに時間を要している。 ・法第37条第1項に規定する「軽微な変更」を「届出」とし、「届出」/「制度をきちんと明文化すること。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
350	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に枠配分しているため、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C	対応不可 総合特区推進調整費は、関係府省が所管する予算制度により重点的に総合特区への財政支援を行うことを前提として、年度途中に規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた事業について、関係府省の予算制度による支援では足りない場合に機動的に補充するものであり、総合特区の先駆的な取組を進める上で効果的な制度である。 仮に、総合特区推進調整費を、各総合特区に枠配分し、地域の判断で自由に活用できる予算制度にした場合、上記のような年度途中の事由に伴う要望に対応できなくなる等、現行制度と全く別の制度になることに留意する必要がある。 なお、総合特区推進調整費は関係府省の予算制度における要件を満たす場合のみならず、政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組等に対応するため、認定された総合特区計画の趣旨に基づき関係府省が予算制度の拡充を図る場合においても活用することができる。 また、関係府省の既存の予算制度による財政支援を受けることが難しい場合については、総合特区の地方公共団体は、既存の予算制度の拡充を求める等の新たな財政上の支援措置の提案を行い、国と地方の協議会において、提案の実現に向けて関係府省等と協議することができる。
390	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D	現行規定により対応可能 関係府省の予算制度が複数年計画の事業を対象とするものであれば、総合特区推進調整費を活用する場合であっても、当該予算制度に則って執行されることから、当該府省において複数年計画を踏まえた上での採択判断がなされる。 この場合の採択判断は、前述のとおり、次年度の事業支援に必要な予算について、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保することを前提としていることから、御意見への対応は制度上可能となっている。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「経微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている5～5月までの融資実行も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「経微な変更」として、運用で行われている事務高への「届出」制度を明文化する。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するために規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A	実施 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に法律に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としているが、年内を目的に、認定申請の手引き等で届出の取り扱いについて記載するよう速やかに対応したい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
812-2	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「経微な変更」の届出/制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「経微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出/制度を明文化」すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するために規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「経微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「経微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出/届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を持たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県	【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	D 現行規定により対応可能	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があるので、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数区切っているが、規制の特例措置に関する提案については進捗で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	・地方の求めに応じ、国と地方の協議を適宜開催すること。
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「経微な変更」の届出/制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「経微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出/制度を明文化」すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するために規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「経微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「経微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出/届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を持たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県	【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があるので、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数区切っているが、規制の特例措置に関する提案については進捗で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	・利用者の実態から受付機会の増を求めているのであって、この実態を踏まえた対応をすべきである ・また、引き続き総合特区支援利子補給金の予算確保をお願いします。
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「経微な変更」の届出/制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「経微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出/制度を明文化」すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するために規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「経微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「経微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出/届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を持たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県	【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があるので、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数区切っているが、規制の特例措置に関する提案については進捗で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	・県の利子補給金制度の場合、4月から12月までの融資実行分は当該年度の予算で、1月から3月までの融資実行分は翌年度の予算で執行しており、進捗で融資対象としている。 ・国の競争資金の募集についても「来年度予算の成立を条件として」という前提で、年度末に募集開始する場合がある。利子補給金についても、翌年度予算の成立を条件として募集受付し、予算成立後に契約、融資対象とすることが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更による、特別支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	D 現行規定により対応可能	規制の特例措置に関する提案は通年で受け付けており、国と地方の協議会の開催回数の増については提案数及び地域からの要望を踏まえ対応する。		
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更による、特別支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			A 実施	現在、事業者推薦の集中受付については、年3回(4月、7月、10月)行っており、募集残がある場合は、4回目(12月)を行うこととしている。このほか、利子補給契約については随時受け付けており、また、年2回(9月、3月)の利子補給金の支給を行っている。さらに、812-4記載のとおり、今後、4-5月の融資を対象とした事業者推薦の集中受付(2月頃)についても実施していく予定である。
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更による、特別支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
415	災害対応法制の見直し (災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みに当たっては、指定都市も支援の主体とするともに、指定都市の意見を反映する。	【支障事例】 東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買い占められ、物資不足が問題となった。物資の保管命令を発せざるは都道府県知事となっており、指定都市の市長にはその権限がないため、迅速かつ適切な対応が取れない。 【制度改正の必要性】 応急措置に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に密接した災害応急活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 指定都市は多くの住民を抱えるとともに物流拠点も多く、発災直後に物資の流通をコントロールするためには、指定都市の市長も物資の保管命令の権限を持つ必要がある。 【制度改正による効果】 指定都市は人口が集積した地域であり、災害が発生すると被災者数も甚大になる。一方で、指定都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	災害対策基本法第71条	内閣府	指定都市市長会	C	対応不可	災害対策基本法では、指定都市を含む市町村は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命身体及び財産を保護する一義的な責務を有している。一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うものとなっている。 大規模かつ広域な災害が発生した場合を想定すると、本案に基づく権限を都道府県知事・指定都市の市長がともに従事命令等の権限を行使した場合、複数の主体からの従事命令等が競合する恐れがあり、迅速な応急救助の妨げとなる可能性がある。 したがって、本権限を指定都市に移譲する場合には、権限の行使要件・範囲等について、都道府県等との調整が必要であるため、本案移譲については、慎重に検討を進める必要がある。	本提案については、区域を分けて権限を移譲するものであり、移譲を受けた指定都市における従事命令の権限は明確に道府県から分離されるため、競合はないものと考えられる。 なお、現行法の下で、都道府県を超えた広域の災害につき、都道府県同士で権限が競合していないことから、本提案が採用されても支障は無いものと考えられる。
731	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年度の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定例案に留まっている。災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、「包括的な」適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止し緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりこむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について書及している。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 一 このような非常時に際しては、緊急輸送のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えられていただけない(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	内閣府	新潟県	C	対応不可	緊急時における各種規制の適用除外や緩和については、規制ごとに、適用除外等の目的・効果と、保護となる権利・利益とを比較衡量した上で適否を判断することが必要であることから、あらかじめ包括的に適用除外等の措置を講ずることは、困難と思慮。 なお、東日本大震災の教訓や防災対策推進検討会議最終報告を踏まえ、大規模広域災害が発生した場合に講ずる必要性が予想され、かつ具体的な内容も特定できるため、発災後に緊急立法をするのではなく、あらかじめ措置の発動を国会から政府に授權し、一般制度化しておくことが適当であると判断した以下の4つの特例措置を、関係省庁の意見も聞きつつ、平成25年度の災害対策基本法改正で措置したところ。 ①避難所等に関する特例 ②臨時の医療施設に関する特例 ③進捗及び火葬の特例 ④廃棄物処理の特例	災害はその地域その時代によって毎回頭が異なるため、迅速な災害対応を図る観点から包括的な適用除外措置の必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)に向けてご検討をお願いしたい。
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河郡側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づき国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けことが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条	内閣府、国土交通省	豊橋市	C	対応不可	ご提案の趣旨は、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南トラ法」という。)第12条の事業の範囲を広げて第13条の国の負担の特例の対象に追加することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することに対応できいかんことを分権事務局より聞いている。 前者の南トラ法第13条については、巨大津波に対する人命保護に即効性のある施策として、避難に係る整備を緊急に進める観点から、避難場所・避難経路の整備に限定して嵩上げ特例の対象としているところである。こうした規定の趣旨を踏まえれば、「要配慮者施設の単独移転事業」を嵩上げ特例の対象とすることは困難である。	南トラ法の目的は、「南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」にある。現行では、巨大津波に対する人命保護に即効性のある施策として、避難に係る施設等の整備を緊急に進める観点から、避難場所・避難経路の整備を嵩上げ特例の対象としていることは理解している。一方、配慮を要する方々が利用する施設の中には、歩行や起上りなどの日常生活上の基本的動作能力が低下しており、介護には日常生活を営むことがほぼ不可能な状態の方々が入所する施設も存在している。こうした状態の方々については、避難に関わる施設や経路を整備したからといって、巨大津波発生後に健康者と同等に迅速な避難ができるとは考えにくく、こうした状態の人々の「命を守る」ためには、施設を事前に安全な場所へ移転することが最良の方法であると考えられる。 しかしながら、要配慮者施設は周辺に住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象とできない場合があり、「命を守る」という南トラ法の目的を踏まえ、こうした条件の要配慮施設については単独移転であっても南トラ法第13条の特例の対象とできる南トラ法の見直しをご検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
419	災害対応法制の見直し (災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするとともに、指定都市の意見を反映する。	災害時の従事命令等の権限の主体は、引き続き都道府県とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策基本法では、指定都市を含む市町村は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命身体及び財産を保護する一義的な責務を有している。一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うとされている。</p> <p>大規模かつ広域な災害が発生した場合を想定すると、本案に基づく権限を都道府県知事・指定都市の市長がともに従事命令等の権限を行使した場合、複数の主体からの従事命令等が競合する恐れがあり、迅速な応急救助の妨げとなる可能性がある。</p> <p>したがって、本権限を指定都市に移譲する場合には、権限の行使要件・範囲等については、慎重に検討を進める必要があると考えているため、本案移譲については、慎重に検討を進める必要があると考えているところ、全国知事会からの意見も同趣旨であると思料される。</p> <p>なお、ご指摘のような指定都市の特性を踏まえた対応については、応急措置の実働性の向上につながるかどうか、都道府県や関係機関のご意見も伺いながら今後勉強して参りたい。</p>
731	災害対応における 包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第80条の2から80条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	限定列举した緊急事態対応だけでなく、既存法令等の一時停止や緩和等を含め、幅広く必要な措置がとれるような規定を設けるべき。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 地方公共団体の災害対応は後述の対応がほとんどである。災害対策基本法改正による4つの特例措置はされたものの、その他の事象への対応については包括的規定の仕組み整備について検討願いたい。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、緊急時における各種規制の適用除外や緩和については、規制ごとに、適用除外等の目的・効果と、保護となる権利・利益とを比較衡量した上で適否を判断することが必要であるから、あらかじめ包括的に適用除外等の措置を講ずることは、困難である。</p> <p>このような観点から、必要性や措置の内容が具体的に予見され一般制度化しておくことが適当なものであるとして、新たな措置を追加することは想定していないが、今後、大規模広域災害の発生に際し一般制度化しておくことが適当と判断される法律上の措置が出てきた場合は、適切に対応してまいります。</p>
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が促進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>個別移転を認めると、施設だけが高台に移転し、住居が津波により浸水のおそれがある区域に残ることとなるが、個別移転そのものについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきであること ・施設と住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいことも想定されること <p>等の問題があると考えられる。</p> <p>しかしながら、南海トラフ法の津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業として位置付けられた場合には、住居と要配慮者施設を合わせて移転することが必要であるが、要配慮者施設から段階的に移転できる弾力的な運用を行っているところであり、こうした制度の活用可能性について、地元関係機関とよく相談されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
813	地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きく、特に掲載の必要があるものに限る)、②地方税法第19条第3号から第9号までに掲げる処分に対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 「地方自治事項」の官報掲載については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報掲載事項については県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国どこからでも県公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項報告件数＞ H23: 6件、H24: 9件、H25: 4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総官総第24号総務省大臣官房総務課長通知)	総務省、内閣府	兵庫県、和歌山県、徳島県	D 現行規定により対応可能	「地方自治事項」の官報掲載については、総務省から各地方公共団体に通知している「地方自治事項」の官報掲載要領により取り扱ってきたところであるが、従前から、地方公共団体の事務を「地方自治事項」について官報掲載することを地方公共団体に義務付けるものではない。 なお、今般の地方公共団体からの提案を受け、同要領の趣旨の明確化を図るため、総務省において同要領の改正を行い、既に地方公共団体へ通知したものと承知している。	・対応済と理解(本提案を受けて地方自治事項の官報掲載要領の改正が行われた。)
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めよう。	認定こども園の給食は、保育所向様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相換を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準	内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結果を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。 特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。 園として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。 28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。 また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を急に行うことにより、解決できると思われる。
708	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の1920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することで、公立施設については、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の1920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	内閣府、文部科学省、厚生労働省	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。 ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的な検討が進められていない。 そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。 実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけたらとあるが、

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
813	地方自治事項の官報 報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載 事項(6項目)の官報掲載 業務を廃止すること。 <官報掲載事項> ①条例の制定又は改廃 (義務を課し、権利を制限 する条例で、全国的に影響 が大きく、特に掲載の必要 があるものに限る)、②地 方税法第19条第3号から 第8号までに掲げる処分につ いての不服申し立てに対 する決定等の要旨、③長 の選挙結果、④特別法の 住民投票結果、⑤人事異 動、⑥都道府県等の主たる 事務所の設置又は変更				D 現行規定 により対応可 能	
519	認定こども園における 給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3 歳以上児への給食の提供 に限り外部搬入が認めら れているが、3歳未満児に ついて外部搬入を認める こと。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め る。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から 「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立で あっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には 選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て 関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされ ており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認 めることは弊害が残ることから、認められない。
708	公立施設が幼保連携 型認定こども園に移行 する際に必要な設備 基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に 係る省令に規定される食事 の提供について、満三歳児 以上の園児に対する場合に のみ認められる外部搬 入を、公立施設については すべての年齢の園児に対 して外部搬入による食事の 提供を認めるよう、当該年 齢制限を撤廃すること。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め る。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立で あっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には 選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	26年度末までには対応方針をお示しする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等について、「従うべき基準」とされ、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などに状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市内において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C	対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(生活主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、特機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。 ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている。
912	都道府県を介さない「空飛ぶ補助金」について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金については、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【空飛ぶ補助金】のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱	内閣府	埼玉県	C	対応不可	汚水処理施設整備交付金については、地域再生法に基づく地域再生基金として地方の裁量や自主性を拡大した制度設計となっている。一方で計画申請は内閣府に対して行い、事業内容によって関係する国土交通省、農林水産省、環境省に対して交付申請を行い、交付決定されるため、申請先が複数あり従来の補助事業以上に事務手続きが煩雑で効率的ではない。 各都道府県においては、生活排水処理施設整備構想に基づいた汚水処理施設の整備計画を策定するなど、既に各地域において取り組んでおり、都道府県単位で地域の実情に合わせた採択の判断をすれば足りるものである。 都道府県は地域の実情に精進した総合行政主体であり、まちづくり・環境・地域交通・産業振興・保健医療・福祉・教育など様々な地域の課題に市町村や住民・企業等と連携して取り組んでいる。地域再生基金強化に関する課題は、幅広い施策との連携がしやすくなり、より効果的に事業を実施することができる都道府県に移譲すべきである。	
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により地の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象になったため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	C	対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、移行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)抄 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知することにも、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が発せられてから9か月が経過し、条例制定により権限移譲を検討・実施している自治体も出てきていると思われるため、実施を把握したうえで、指定都市までに限定せず、中核市への移譲の検討を進めてほしい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としての事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例等制定することが可能となっている。
912	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金については、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	汚水処理施設整備交付金の交付申請については申請先が複数あり、従来の補助事業以上に事務手続きが煩雑で効率的ではないとの指摘については、本交付金においては、交付申請に係る様式の統一化・簡素化するとともに、交付申請等に係る窓口の一本化を図っているところである。例えば、公共下水道、集落排水施設又は浄化槽に係る交付申請書等を地方農政局の窓口へ申請すれば、農林水産省のみならず、国土交通省及び環境省にも申請書が速やかに届く仕組み(ワンストップ窓口サービス)を盛り込んでいる。 また、都道府県の関与については、地域再生基盤強化交付金に係る予算要望については市町村等が事業実施主体の事業も含め各都道府県で取りまとめを行い、内閣府に一括して毎年度提出しているところ。また、市町村が汚水処理施設整備交付金の交付申請を行うに当たっては、交付申請に必要な書類を添えて都道府県知事へ提出し、都道府県知事は、当該申請の目的、内容、交付額等を審査した上で国に申請することとなっており、要望段階から執行段階に至るまで都道府県の調整機能及び関与を盛り込んでいるところである。 地域再生基盤強化交付金は地域再生法に基づく国の支援措置の1メニューであるが、地域再生の取組みについては、政府の全ての分野にわたる共通課題として総合的に推進することが国として喫緊の課題であることから、地域において創意工夫を生かしつつ、国が認定を行うことで総合的かつ効果的な取組を推進しているところである。 指摘の事務手続きの簡素化・効率化あるいは都道府県の調整機能及び関与については現行規定により対応しているところであるが、今後都道府県からの求めに応じて、毎年度の予算要望などの調整状況についてもその都度、情報提供することとしたい。
7)	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を考慮し、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と中核市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	<p>【制度改正を必要とする理由】</p> <p>平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になれることとなる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方数量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方数量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのため、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な施設整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	C 対応不可	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることから分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認知されているものと考えられる。そのため、認定こども園に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補充性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。</p> <p>また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏まえて移譲の検討がなされるというところであるが、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。</p> <p>【参考】</p> <p>条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)</p>
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方数量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。</p> <p>そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。</p> <p>また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。</p> <p>なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考えられる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府	C 対応不可	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることから分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認知されているものと考えられる。そのため、認定こども園に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補充性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。</p> <p>また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県への枠を超えた広域での事業展開が増えている現状において、当該道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは、混乱を招く要因となる。</p> <p>条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合において、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、早急に権限が移譲されることを求める。</p> <p>また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏まえて移譲の検討がなされるというところであるが、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。</p> <p>【参考】</p> <p>条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)</p>
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	<p>「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方数量型の認定こども園の認定権限は県に残る。</p> <p>施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相違窓口が異なることは非効率的であり、利便性を欠くことになる。</p> <p>類型を超えた認定こども園への移行を推進することで窓口を一本化することが必要と考えられる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市	C 対応不可	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>	<p>条例による事務処理特例制度による移譲の状況として、すでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。このような状況を踏まえ、早期に法定移譲に向けた検討を進めていただきたい。また、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールを具体的に示していただきたい。</p> <p>【参考】</p> <p>条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成を図るためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県の認定するべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	山梨県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をフックアップで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。	省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図ることは、地方自治体レベルで十分可能であり、このことを理由に国が認定することが必要であるとするのは、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の目的に反する。
249	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一般法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かせない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	広島県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をフックアップで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。 また、関係省庁との協議は基本計画の一部の事業について個別に協議しているものであり、基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等については総理大臣認定が必要である。	「基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等」については、所管府省(内閣官房、内閣府)をはじめ関係行政機関と現行の事前調整と同様の調整を行うことで担保可能であり、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 現行認定基準への適合は、国運用指針等の活用や国の調整により図ることが可能であり、また、国による支援の適否は、支援申請時の審査により担保することが可能と考える。一方、形式手続に時間を要すること、地域における創意工夫等が活かせない懸念というデメリットの方が大きい。
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考える。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること、日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関などの情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	相模原市・浜松市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、指定都市は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを指定都市に移譲すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない指定都市から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な活動に支障をきたす恐れがある。 上記のことから、防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲することは困難である。	第1次回答のとおり、現行の法の方針では、災害対策は、市町村による第一義的な対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされているところであるが、そもそも、その第一義的な対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急なケースがあると考えることから、本提案に至ったものである。 また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に至る判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自治体の対応能力を越え」と当該自治体が判断した段階で行えるべきと考える。 実際の災害においては、指定都市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況を把握し伝え、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」ということはならないものとする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	・中心市街地活性化に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、都道府県へ認定権限を移譲するべきである。また、認定された計画をもとに交付される補助金については、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自律的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するために適切に事業が実施されることが想定されていた。しかしながら、市町村から国に届出があった約80の基本計画には、目標設定があいまいなまま必ずしも中心市街地の活性化との関連性が強い事業や具体的な実施の見直しを立正した事業までを総花的に盛り込んだものが多く見られ、基本計画に対する国の法的関与も助言にとどまっていたため、各基本計画の実効性が担保されなかったことから、政府として見直しを行い、平成18年8月には中心市街地活性化法が改正された。</p> <p>改正法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に限定することとあわせ、活性化に意欲的に取り組む中心市街地に対して支援措置の拡充を図るとともに、中心市街地に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣による認定制度が創設された。よって、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援するためには、国による認定が不可欠である。</p> <p>さらに、中心市街地活性化法では、地域の発意を促すため、協議会制度を設けているほか、基本理念(法第3条)において「地方公共団体、事業者及び地域住民が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重大性」、国の責務(法第4条)において「地域の自主性及び自立性を尊重」すべきことを明記しているところであり、地方分権の趣旨を踏まえ、地域主導で中心市街地の活性化が推進されるよう、適正な運用に図られているところである。</p> <p>ただし、基本計画の認定に当たっては、市町村の意向を踏まえ、必要に応じ、都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携が図られるよう努めることとする。</p>
246	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。		【全国市長会】 認定を廃止した場合、基本計画の認定を要件とする法の特例措置や国の支援措置との整合が課題となることから、慎重に検討すべきである。		C 対応不可	<p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自律的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するために適切に事業が実施されることが想定されていた。しかしながら、市町村から国に届出があった約80の基本計画には、目標設定があいまいなまま必ずしも中心市街地の活性化との関連性が強い事業や具体的な実施の見直しを立正した事業までを総花的に盛り込んだものが多く見られ、基本計画に対する国の法的関与も助言にとどまっていたため、各基本計画の実効性が担保されなかったことから、政府として見直しを行い、平成18年8月には中心市街地活性化法が改正された。</p> <p>改正法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に限定することとあわせ、活性化に意欲的に取り組む中心市街地に対して支援措置の拡充を図るとともに、中心市街地に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣による認定制度が創設された。よって、国による認定が廃止された場合、各基本計画の実効性が担保されなくなる。</p> <p>一方、地元関係者の合意形成の進展度合いや事業の熟度により、市町村において、基本計画の策定に向けた検討を開始してから、国に認定申請するまでの事前調整に比較的時間を要している場合も多く見られるが、内閣府では、市町村からの各運用に合わせ一元窓口受付付け、内閣に相談することを目的として、事前相談を行っている。また、基本計画の認定に関する処理期間は、申請の受理から3月以内において速やかに処分を行うことになっており、国は申請された基本計画については、1月余りの間に支援措置等に係る関係府省庁との最終調整を行い、同意を得た上で、可及的速やかに認定しており、形式手続に時間を要している訳ではない。</p> <p>提案団体も基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省庁との調整は必要と考慮しており、認定を廃止しても事前協議及び最終調整の期間は必要であり、当該期間の大幅な短縮効果は見込まれないが、市町村の意向も踏まえ、引き続き事前期間の短縮に努めることとする。</p> <p>また、地域再生法上の「中心市街地活性化法に規定する事業及び措置」を含む地域再生計画の認定を受けた場合には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けたものと見なす改正法案を提出しており、手続きの簡素化にも努めているところ。</p>
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる場合があるが、この要求することが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めている。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用して応急対応できず、人命又は財産の保護のためが必要であると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。</p> <p>他方、被災地においてもついで災害の状況が迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それらを行う権限が必要であることから、災害対策基本法第6条第2項(事前段階の規定)により、市町村長は、都道府県知事に、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知し、当該要請を要する。防衛大臣等は、その旨に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待つこととがなしと認められるときは、当該要請を待たずに災害派遣を行うことができます。</p> <p>さらに、平成20年6月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の特組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の提議を踏まえて、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができる」との御意見を踏まえたことと併せて、政府に対して行い、これを要し、政府は、災害対策基本法第8条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。</p> <p>加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。</p> <p>これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
430	自衛隊災害派遣要請 権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、警備等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	都山市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記のことから、自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与は困難である。	近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な対応が必要となっている。 人口が密集した都市部においては、局地的な災害等が発生すれば被害が大きな可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等であっても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を委譲されるよう再度要望する。
628	自衛隊に対する災害 派遣の要請手続きの 都道府県知事から市 町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣を要請することが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣を要請することができるものと考える。台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものと考え、市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考え。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市町村(市町村長)に移譲すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市町村(市町村長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記のことから、自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲困難である。	回答については、了解しました。 災害が大規模化・特殊化している中、住民の生命・財産を守るため、自衛隊の部隊に頼らざるを得ない事態や緊急性がある場合には、今後とも協力を願いたい。
683	自衛隊の災害派遣要 請権限の全市長への 移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の責任を担うことなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行うこともできない場合」を前記おろす、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣を要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は最大被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ園において情報収集が遅くなる要因となるのではないかと。	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	横浜市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記のことから、自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲は困難である。	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急なケースがあると考える。 また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に至る判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるのではなく、「自治体の対応能力を越えたと当該自治体が判断した段階で」行えるべきと考える。 実際の災害においては、市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整や情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえ、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」ことにはならない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
430	自衛隊災害派遣要請 権限の市長への付与	洪水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用してもお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。</p> <p>他方、被災地においてももともとの災害の状況を迅速かつ的確に把握している状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待つとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。</p> <p>さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。</p> <p>加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。</p> <p>これらを踏まえれば、市町村に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。</p>
620	自衛隊に対する災害 派遣の要請手続きの 都道府県知事から市 町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	—
680	自衛隊の災害派遣要 請権限の全市長への 移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用してもお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。</p> <p>他方、被災地においてももともとの災害の状況を迅速かつ的確に把握している状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待つとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。</p> <p>さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。</p> <p>加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。</p> <p>これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
414	災害対応法制の見直し (救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対処できるものではなかった。 県がプレハブ仮設を1,505戸整備するの、発災から96日を要した。仮に市がこれを行った場合、発災から約50日での整備が可能であった。 【制度改正の必要性】 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならぬときに、県に報告し、委任を受ける暇がない。 避難所開設や給食等の期間延長は都道府県から国へ申請する手続きを踏まなければならず、被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど。 災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたることでできるようにすべきである。 災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的である。 【制度改正による効果】 役割分担を見直すことは、救助活動等における選択枝を拡大するものであり、住民の生命や財産を守る上で非常に有効である。 災害対応をはじめ多様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有することは地域住民のニーズ等を踏まえ自立的・自発的な活動を可能にする。 指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	災害救助法第2条	内閣府	指定都市市長会	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、現行制度においても、災害救助法第13条に基づき、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。なお、災害時に迅速な対応が図られるよう、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について、都道府県と指定都市の間で十分に協議を行うことが望ましい。	本提案は災害が発生してから事務の委任を受けるのに対して遅れが生じることから、指定都市が予め救助主体となるよう制度改正を求めるものである。 現行法で、事務委任できるのは、都道府県知事が「救助を迅速に行うため必要があると認めるとき」であり、かつ、「一部」であり、予め包括委任を行うことはできないと解される。 なお、国の通知(災害救助法の運用に関する件(昭和22年10月20日 発社第135号 各都道府県知事宛に内閣官房長官、厚生次官連名通達))でも明示されているが、事務委任において権限は移譲されず、災害救助法の運用の判断ももろろのこと、従事命令や協力命令、収容、立入検査などの強制権を発動できないこととなっている。 以上の観点から、現行法第13条による委任では対応できないため、指定都市が救助の主体となるよう法改正を要望するものである。
677	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	【制度改正の必要性】 災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害救助法において、指定都市が道府県と同様の権限を持つことが必要であるが、災害救助法等に規定されている救助の種類については、対応しきれない状況であり、また、救助の程度における費用額上限についても、現在の費用水準からかけ離れている。 対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるようにすることが必要である。 【提案事項】 経費は、道府県を経由して求償することとなっているが、求償内容の確認等は、国から道府県を通じて指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理時間の増加が生じているため、地方分権の観点からも指定都市で要した救助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要である。	災害救助法第2条・4条・18条・21条	内閣府	横浜市	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たった救助の程度、方法及び期間については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に従い、都道府県知事が定めることとされており、また、その基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事が内閣府大臣に協議して特別基準を定めることができることとなっている。災害の規模や地域の違いにより、必要な救助も異なってくることから「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により一定の基準を定め、必要に応じて特別基準に基づいて救助を実施しているところであり、東日本大震災も極めて多くの災害についてこの特別基準で対応を行っているところである。 なお、災害救助法に基づく救助は、災害発生後において、一時的に生活に必要な物資の調達に困難になる、住まいの確保が困難になるなど、金銭を保有していないから対応が困難な場合に現に必要な救助を実施するものであることから、救助は現物給付を原則としているものである。	本提案は、災害救助法における救助の主体権限を指定都市へ移譲する事等を要望しているものである。 東日本大震災ではプレハブ仮設住宅の建設に当たって市への委任が行われず、当初、把握していた必要戸数に対しては極めて少ないしか供給できない状況が発生した。 指定都市に権限があった場合、より速やかに建設が可能であるとともに、県の負担軽減に繋がったと考えられる。 被災者に対する応急救助のより迅速な実施を図り、救助事務の効率的な執行を確保するためには、県、政令指定都市、市町村における権限を適切に見直す必要がある。 また、プレハブ仮設住宅の完成を待たずに早期に被災者の応急仮設住宅への入居が可能となる点では、借上げ民間賃貸住宅が極めて有効である。大規模災害により大量の借上げが必要な場合には、事務手続きに時間を要することが想定されるため、今後に向けて、大規模な災害が発生した際にも、適切な対応ができるよう、特に借上げ民間賃貸住宅については被災自治体の判断で現物給付、現金給付の選択を行えるよう検討していただきたい。
684	緊急通行車両の確認 指定都市市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。 災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時には、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考える。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車種が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在りており、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の出発派遣にあたり申請を行ったが、その申請の度に手続きを行わなければならない、事前届出を行っていない車両に関しては審査が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考えられる。 結果として14件の申請を行ったが、その中に災害対応用の車両のみならず、被災地からの要請に対し、給水車や市営バス等の車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	内閣府、警察庁	横浜市	C 対応不可	災害発生時に必要な物資・資材の広域にわたる輸送を確保するため、緊急通行公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、災害対策基本法(以下「法」という。))第76条第1項の規定に基づき指定した道路の区間(以下「緊急交通路」という。))において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとしている。 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量(新旧状況、交通量等に応じた償却削減)、通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、被災地や現場の状況に応じて定めることとなる。公安委員会は、緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正確に把握する必要がある。 このため、本発令には、緊急交通路に係る交通規制を実施する公安委員会が、一元的に緊急通行車両に係る確認を行うことが望ましい。 仮に、当該確認の主体が拡大すると、公安委員会が緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正確に把握することが困難となり、適切な緊急交通路に係る交通規制の実施が実現しなくなるおそれがある。 したがって、本発令による対応は不可である。 なお、公安委員会においては、災害発生後、迅速に緊急通行車両に係る確認が求められるよう、運用上、事前届出制度を従前から設けており、事前届出によって届出済みの交付を受けた車両は、各都道府県警署の警務課、警察、インターネットの検索等を通じて届出済みを把握すれば、確認及び車種等の交付を速やかに受け付けることができるため、本発令を実施しなくても、災害発生時の迅速かつ適切な緊急通行車両に係る確認が可能である。 また、事前届出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画に基づき、法第76条第1項に規定する災害発生時における輸送のために使用する車両であるが、災害発生時の輸送(燃料搬入、東日本大震災においても、災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インターネットやクラウドサービス事業者等)が保有し、あるいは指定行政機関等との契約により、常時、指定行政機関等の活動のために使用される又は災害発生時の関係団体等から調達するものであるため、災害発生時の多様な応援派遣も可能である。 なお、災害対応法制における都道府県知事と指定都市の長との関係については、都道府県と市町村の役割分担にも関係するものでもあり、国と指定都市のみならず、都道府県等も各関係者の同意を踏まえた慎重な検討を行うべきであり、緊急通行車両の確認権限のみによって事前に協議を待たない権限であると考えている。	公安委員会が緊急通行車両数を迅速かつ正確に把握することの必要性は理解できるが、実際の発災時には困難であると考える。 「事前届出制度」については、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車種が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものでない。指定都市市長への確認権限の付与が難しい場合でも、「事前届出制度」に指定都市が状況に応じて、柔軟かつ適切に車両を選択できる裁量枠を設けるなど、制度の見直しを検討するべきと考える。 東日本大震災時において、実際、事前届出を行っていない車両に関して審査等に時間を要した経験があるが、迅速な応援活動ができるような対応について、運用面での対応を含め、災害対応法制における役割分担について、都道府県を交えての議論を早急に始めるべきと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答			
			意見	意見		区分	回答		
414	災害対応法制の見直し (救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けられない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	災害時の救助の主体は、引き続き都道府県とし、各市町村の被災状況に応じて市町村長への事務委任規定を積極的に活用することで柔軟に対応すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。 仮に、指定都市と同様に救助主体を基礎自治体に位置づけられた場合、指定都市とそれ以外の自治体では、規模によって対応能力が異なるため、対応可能な場合と対応が困難な場合があると想定される。対応できる部分については基礎自治体が主体となって行い、支援を必要とする場合には、県などに委託するなど、状況によって柔軟に選択できる仕組みが望ましい。	D 現行規定により対応可能	D 現行規定により対応可能	第一次回答で述べたとおり、現行制度において、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。 この委任に当たっては、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただくことが重要であると考えている。 また、個々の災害ごとに必要な救助の内容、程度等が異なるものであるとともに、指定都市において委任に対応できる救助のみを実施することができれば、都道府県との間で適切な役割分担の下で迅速に救助が実施されることとなることから、予め包括委任ができなければ、迅速な救助が実施できないというものではないと考える。 なお、ご指摘の強制力の発動については、災害救助法第7条から第10条までに規定される都道府県知事の事務及び権限については、同法第13条第1項に基づく災害救助法施行令第17条各項に基づき、所定の手続きを行い、都道府県から市町村に委任することは可能である。この委任に当たっても、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただくことが重要であると考えているところ、都道府県知事会の意見も同趣旨であると思料される。		
677	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度・拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度・拡充及び事務手続の簡素化	災害時の救助の主体は、引き続き都道府県とし、各市町村の被災状況に応じて市町村長への事務委任規定を積極的に活用することで柔軟に対応すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定により対応可能	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、現行制度においても、災害救助法第13条に基づき、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。この委任に当たっては、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただくことが重要であると考えているところ、都道府県知事会の意見も同趣旨であると思料される。 また、現行の災害時における現物給付の原則の考え方は、第一次回答のとおりであるが、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上乗せを設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など、「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施すべき」との現行の枠組みにとられぬ見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えているところ。
684	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	災害時の緊急通行車両の許可の主体は、引き続き都道府県とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。					C 対応不可

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
732	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	<p>【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができることとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。</p> <p>【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。</p> <p>【緊急の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないかと。</p> <p>【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。</p> <p>【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。</p>	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	内閣府	新潟県	D 現行規定により対応可能	<p>災害救助法に基づく救助の実施に当たった特別基準の協議については、「災害救助事務取扱要領」により、文書をもって協議することとなっているが、文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合には、とりえず、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後に文書をもって処理することが可能であり、これまでもそのような対応を行っているところである。</p>	<p>現行規定の範囲内で柔軟に対応いただいていることに感謝するが、現行制度における特別基準の協議自体が地方公共団体の負担となる点をご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)に向けてご検討をお願いしたい。</p>
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。</p> <p>住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。</p> <p>移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。</p> <p>また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うことしたい。</p>	道路法12条	内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	<p>直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。</p>	意見なし
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。</p> <p>住民に身近な地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。</p> <p>移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。</p> <p>また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うことしたい。</p>	道路法32条	内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	<p>直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。</p>	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
732	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようにすべきである。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	災害救助法に基づく救助の実施に係る特別基準の設定の際の協議については、どの程度の救助が行われるのかを確認するため不可欠なものであるが、そのための手続きについては、第一次回答でお示ししており、これまでも弾力的に対応してきているところであり、今後も同様に対応してまいりたい。
459	直轄国道の整備や保命に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄道路の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされていること。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたことである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとしている。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	内閣府、総務省	大阪府	D 現行対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたことである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところである。が、移管路線において第1次回答にてお示しの「所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとし、まずは所要額の積み上げ方法とそれによる措置額、移管路線において実際に維持管理に係る費用について提示したい。 ご提示頂く(積上げ)による措置額と、実際に維持管理に係る費用との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。
769	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われることが不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることにも、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に合った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第13条、河川法第9条	内閣府、国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたことである。この中で、維持管理費に係る財政措置については、従前から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されてきていること、維持管理費に係る直轄事業負担金が廃止される措置としたところであり、新たに維持管理費に係る交付金を創設することは考えていない。	・従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。
891	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施においては、地域特性を活かすことが効果の増大に寄ると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	特定地域再生事業費補助金交付要綱	内閣府	埼玉県	C 対応不可	「空飛ぶ補助金」の定義については、必ずしも明確ではないと考えるが、特定地域再生事業費補助金は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題(特定政策課題)の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を策定し内閣総理大臣の認定を受けた(もしくは策定しようとする)地方公共団体等に対して、国が財政的な支援を行うものであり、当該事業による支援の目的は、特定政策課題の解決に取り組む先進的な地域を重点的かつ総合的に支援し、それらの事例を全国に普及させることである。 一方で、これら課題解決に取り組む地域は必ずしも全国各地から均等に採択されるものではないため、都道府県ごとに補助金を配分することは適当でないものと考ええる。 なお、当該事業については、特定再生法第5条に規定する地方公共団体等が申請主体となるため、都道府県においても同補助金の申請が可能である。	本事業は、全国の地域に共通する特定政策課題に対応する事業が対象となっているが、課題は全国共通であっても、解決方法は地域的人的・物的資源等の状況を含む地域の実情に応じて異なる。 そのため、地域ごとにモデルとなるような先進事業を採択することにより、地域の実情が仮かよる自治体を取り入れやすいものとしていくことが必要である。 特定地域再生事業費補助金の対象となる特定政策課題は、少子高齢化への対応や産業の6次産業化、エコタウンの推進などであり、事業説明資料には補助事業の対象として「複数施設統合化、既存遊休施設の改修、コミュニティの購入、長期型専門家の派遣、高齢者・女性の就業支援、複業化・マルチ人材育成支援、エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援」が例示されている。これらは喫緊の課題として各地域が既に同様の事業に取り組んでいると見込んでいるものが少なく、国が判断的な視点から採択しなくても、都道府県単位で地域の実情に合わせて採択の判断をすれば足りるものである。全国に普及させることについても、都道府県等が各地域の取組を広く情報発信することで、優良事例は自ずから全国に広がっていく。 また、本県の少子高齢化の特徴として高齢化の進展が急激であるということが挙げられるが、本県ではこれに対応するため「健康長寿埼玉プロジェクト」を実施している。現在、7市を対象にモデル事業を実施しており、財政支援も行っている。一方で、本事業を活用して健康づくり等の計画策定事業を実施した市もあるなど国と地方で同様の事業を行っているケースがある。 都道府県は地域の実情に精通した総合行政主体であり、福祉・保健医療・産業振興・まちづくり・地域交通教育・環境など様々な地域の課題に市町村や住民・企業等と連携して取り組んでいる。本事業が対象となるような特定政策課題は、地域が政策を総動員して取り組むことが不可欠であるからこそ、幅広い施策との連携がしやすく、より効果的に事業を実施することができる都道府県に一元化すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄道路の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講ずるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国道について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。
760	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講ずるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずると」しつつ、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、地方負担相当額について、適切に対応する」として、適切な財政措置を講ずることとしている。
891	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する前度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する前度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	当該事業の目的は、全国の地域に共通する特定政策課題の解決に向け、自主的に取り組む先進的な地域を重点的かつ総合的に支援し、それらの事例をモデルケースとして全国に普及させることであって、これらのモデルケースの採択にあたっては、地域が属する都道府県単位でのバランス等を必ずしも考慮する必要がないことなどから、あらかじめ都道府県ごとに補助金を配分することは適当ではないと考える。 なお、当該事業については、都道府県単位の自治体単位での補助金申請が可能であることから、費限の「健康長寿増進プロジェクト」など、各都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図ることは、現行制度においても十分に可能である。 一方で、当該事業と都道府県による取組との連携に資する観点から、市町村が当該補助金を申請した段階で、当室から都道府県に情報提供をする旨を募集要領に盛り込む等、幅広い施策との連携ができるように対応を検討していきたい。